

三 重 県 男 女 共 同 参 画 推 進 会 議 設 置 要 綱

(設 置)

第1条 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、三重県男女共同参画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施に関する事項を処理する。

(組 織)

第3条 会議は、知事、副知事、危機管理統括監並びに別表に掲げる関係部局長等をもって組織する。

(議 長)

第4条 会議に議長、副議長を置き、議長に知事、副議長に副知事を充てる。

2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は議長が招集する。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、環境生活部ダイバーシティ社会推進課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

附 則 この要綱は、昭和52年10月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和53年 6月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成１３年 ２月 ５日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成１３年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成１４年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成１６年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成１８年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２０年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２３年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２４年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２７年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２９年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２９年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成３０年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 ３年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 ５年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 ８年 ４月 １日から施行する。

別 表

防災対策部長
政策企画部長
総務部長
総務部デジタル推進局長
医療保健部長
子ども・福祉部長
環境生活部長
環境生活部環境共生局長
地域連携・交通部長
地域連携・交通部スポーツ推進局長
地域連携・交通部南部地振興局長
農林水産部長
雇用経済部長
観光部長
県土整備部長
県土整備部理事
会計管理者兼出納局長
教育委員会教育長
企業庁長
病院事業庁長
警察本部長